

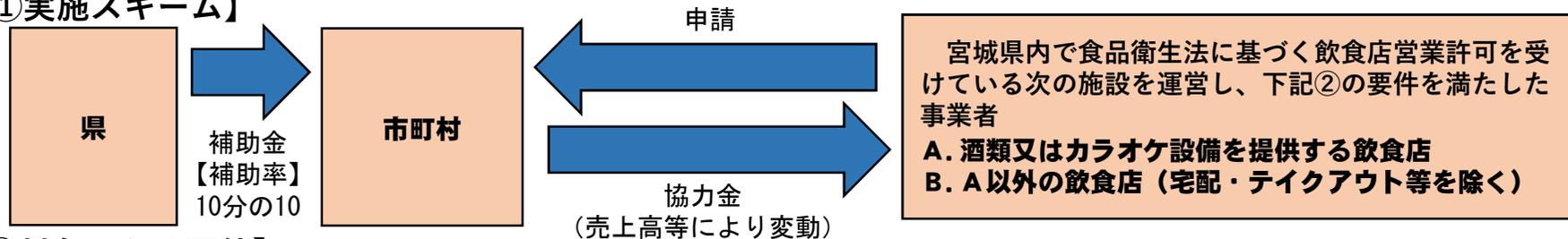
新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金【飲食店】（案）

資料 2-2

（第11期 令和3年8月27日午前0時～令和3年9月13日午前5時要請分）

宮城県内の全市町村を対象として、下記の対象となる施設を運営する事業者に対し、令和3年8月27日午前0時から令和3年9月13日午前5時までの間、「休業」又は「午前5時から午後8時までの営業時間短縮」の要請に全面的にご協力いただいた場合に、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」を支給いたします。

【①実施スキーム】



【②対象となる要件】

◎令和3年8月26日以前から開業しており、令和3年8月27日午前0時から令和3年9月13日午前5時まで*の期間中に、以下の協力要請に全面的に御協力いただくこと。

A. 酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店・・・休業（酒類又はカラオケの提供を取り止める場合は時短営業も可能）

※従前より午前5時から午後8時までの時間の範囲内で営業しているAの店舗は休業した場合のみ協力金の対象

B. A以外の飲食店・・・午前5時から午後8時までの営業時間短縮

※従前より午前5時から午後8時までの時間の範囲内で営業しているBの店舗は協力金の対象外

◎「新型コロナ対策実施中ポスター」の取得及び掲示等（休業する場合を除く）

※「みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」の認証店も要請の対象となる

【③支給額の単価】

		前年度又は前々年度の1日当たりの売上高		
		～100,000円	100,001～250,000円	250,001円～
中小企業者	A売上高方式	4万円/日	4～10万円/日 (1日の売上高の4割)	10万円/日
	B売上高減少額方式	売上高減少額×0.4/日 ※20万円を上限とする		
大企業(売上高減少額方式)		売上高減少額×0.4/日 ※20万円を上限とする		

※中小企業者はA又はBのいずれかの算定方法を選択可 ※協力金の支給額は、1施設あたり1日単価×17日間

※要請期間が短縮された場合には、短縮された日数に応じて支給額も変更